

## 教育委員会定例会審議結果

1	担当部署名	守谷市教育委員会 学校教育課
2	件名	令和8年4月教育委員会定例会
3	概要	<p><b>1 開催日時</b> 令和8年4月27日（月曜日）午後1時25分～午後2時50分</p> <p><b>2 開催場所</b> 守谷市役所 庁議室</p> <p><b>3 教育長及び各委員の出欠状況</b> 5名出席（奈幡正教育長、河原健教育長職務代理者、椎名和良委員、 辺見芳宏委員、石丸美紀委員）</p> <p><b>4 説明のための職員出席者等（職員数7名）</b> 教育部長 小林 伸稔 教育部参事 直井 健治 次長兼生涯学習課長 福島 晶子 学校教育課長 染谷 真人 教育指導課長 鈴木 優子 給食センター長 松井 貫太 中央図書館長 平塚 恭子 事務局員（学校教育課） 2名</p> <p><b>5 傍聴人</b> なし</p> <p><b>6 議題</b> <b>【議決事項】</b> (議決) (1) 議案第19号 守谷市長と守谷市教育委員会との地方自治法第180条の3の規定に基づく協議について (2) 議案第20号 守谷市学校運営協議会委員の委嘱について (3) 議案第21号 守谷市学校運営協議会委員の委嘱について (4) 議案第22号 守谷市学校運営協議会委員の委嘱について (5) 議案第23号 守谷市立学校教職員が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業の許可に関する要綱の制定について (6) 議案第24号 守谷市地域学校協働活動推進員の委嘱について</p> <p><b>【協議事項】</b> 無し</p> <p><b>【報告事項】</b> 無し</p> <p><b>【その他】</b> (1) 松前台小学校校舎大規模改修事業の見直しについて</p>

4 今後の状況	次回の定例教育委員会は、令和8年5月25日（月曜日）午後1時30分から開催予定。
---------	--

# 令和8年4月教育委員会定例会

## 会 議 資 料

日 時 令和8年4月27日 (月)

午後1時30分から

場 所 守谷市役所 庁議室

# 令和8年4月教育委員会定例会 会 議 次 第

日 時 令和8年4月27日（月）

午後1時30分から

場 所 守谷市役所 庁議室

## 1 開 会

## 2 会議録署名人指名

## 3 議決事項

議案第 19 号 守谷市長と守谷市教育委員会との地方自治法第180条の3の規定に基づく協議について

議案第 20 号 守谷市学校運営協議会委員の委嘱について

議案第 21 号 守谷市学校運営協議会委員の委嘱について

議案第 22 号 守谷市学校運営協議会委員の委嘱について

議案第 23 号 守谷市立学校教職員が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業の許可に関する要綱の制定について

議案第 24 号 守谷市地域学校協働活動推進員の委嘱について

## 4 協議事項

なし

## 5 報告事項

なし

## 6 その他

1 松前台小学校校舎大規模改修事業の見直しについて

2

3

議案第19号

守谷市長と守谷市教育委員会との地方自治法第180条の3の規定に基づく協議  
について

令和8年4月27日 提出  
守谷市教育委員会  
教育長 奈幡 正  
令和8年4月 日原案 決

提案理由

市長と教育委員会との地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の3の規定に基づく協議について、守谷市教育委員会事務委任規則（平成3年教育委員会規則第3号）第2条第16号の規定により、別紙のとおり回答する議決を求めるものです。

議案	頁数
19号	1

守教委発第 号  
令和8年4月 日

守谷市長 松丸 修久 様

守谷市教育委員会  
教育長 奈幡 正

兼務に関する協議について（回答）

令和8年4月1日付け守谷発第30号で貴職から協議依頼のありました兼務に関する協議については、異論ありません。

なお、兼務の時期については、令和8年4月1日から適用することとします。

議案	頁数
19号	2

守谷発第30号  
令和8年4月1日

守谷市教育委員会  
教育長 奈幡 正 様

守谷市長 松丸 修久  
( 公 印 省 略 )

兼務に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の3の規定により、守谷市教育委員会職員を市長の補助機関である職員と兼務させたく協議いたします。

※対象職員は別紙のとおりです。

議案	頁数
19号	3

(別紙)

守谷市教育委員会

【教育委員会】(2名)

職員番号	氏名	職名
0432	小林 伸稔	教育部長
0994	直井 健治	参事

【学校教育課】(14名)

職員番号	氏名	職名
0593	染谷 真人	課長
0566	坂本 朋夫	課長補佐
0635	眞田 浩志	技佐
0675	後閑 友裕	係長
0872	鈴木 里奈	主事
1017	萩原 溪月	主事
0640	寺田 茂紀	係長
0734	姫野 優一	主任
0955	松本 萌	主事
0651	江田 雄樹	係長
0761	道家 利典	主任
0668	関口 舞	係長
0750	木村 友美	主任
0976	杉田 悠真	主任

【生涯学習課】(13名)

職員番号	氏名	職名
0454	福島 晶子	教育部次長兼課長
0436	松本 みか子	課長補佐
0755	山田 雅子	係長
0931	甲斐 桂	主任
1003	松本 和樹	主事
0412	山崎 美津子	係長
0855	荒井 麻実	主任
0797	飯田 錬	主任
0647	高橋 太一	係長

0890	石井 裕也	主 事
0921	谷合 俊亮	主 事
0598	戸崎 圭一	守谷市スポーツ協会派遣職員
0402	小島 義久	守谷市スポーツ協会派遣職員

【教育指導課】（6名）

職員番号	氏 名	職 名
0601	望月 理恵	課長補佐
0787	小田島 貴之	係 長
0739	尾形 優	係 長
0652	野島 朱華	主 任
0972	辻本 優梨	主 事
1026	田中 浩之	指導主事

【学校給食センター】（4名）

職員番号	氏 名	職 名
0492	松井 貫太	所 長
0479	貝塚 正典	係 長
0785	影山 薫	係 長（栄養士）
0754	西岡 清香	主 任

【中央図書館】（8名）

職員番号	氏 名	職 名
0501	平塚 恭子	館長
0561	桐生 朗子	副館長
0507	柏木 順子	係 長（司書）
0544	伊藤 絵里子	係 長（司書）
0932	稲垣 昭夫	主 任
0798	宮澤 裕華	主 事（司書）
0865	原田 七海	主 事（司書）
0948	伊神 紗希	主 事（司書）

議案第20号

守谷市学校運営協議会委員の委嘱について

守谷市学校運営協議会設置運営規則（令和5年守谷市教育委員会規則第6号）第4条に基づき、守谷市学校運営協議会委員を次のとおり委嘱する。

名称 愛宕中学校区学校運営協議会

No.	氏名	委嘱区分	所属等
1	木村 淳一 <small>きむら じゅんいち</small>	規則第4条第2項 第1号 保護者	郷州小学校PTA代表
2	藤田 麻里 <small>ふじた まり</small>	規則第4条第2項 第4号 対象学校の	守谷小学校副校長
3	熊谷 悟 <small>くまがい さとる</small>	校長、教頭、その他 教職員	郷州小学校教頭

委嘱期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで（前任者の残任期間）

令和8年4月27日 提出  
守谷市教育委員会  
教育長 奈幡 正  
令和 年 月 日原案 決

提案理由

本案は、学校運営協議会委員について、教職員の人事異動及びPTA役員の改選に伴い、後任者を委嘱するものです。

○守谷市学校運営協議会設置運営規則

令和5年12月7日  
教育委員会規則第6号

(目的)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第47条の5に規定する学校運営協議会（以下「協議会」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(協議会の役割)

第2条 協議会は、学校運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、保護者及び地域住民等の学校運営への参画及び学校との協働を促進することにより、学校並びに保護者及び地域住民等との間の信頼関係を深め、学校運営の改善及び児童生徒の健全育成に取り組むものとする。

(設置)

第3条 教育委員会は、法第47条の5第1項の規定により、次のとおり協議会を置く。

名称	対象学校
守谷中学校区学校運営協議会	守谷中学校
	大野小学校
	黒内小学校
愛宕中学校区学校運営協議会	愛宕中学校
	守谷小学校
	郷州小学校
御所ヶ丘中学校区学校運営協議会	御所ヶ丘中学校
	大井沢小学校
	御所ヶ丘小学校
	松前台小学校

けやき台中学校区学校運営協議会	けやき台中学校
	高野小学校
	松ヶ丘小学校

2 教育委員会は、協議会を置こうとするときは、対象学校の校長及び当該学校に在籍する生徒又は児童の保護者並びに当該学校の所在する地域住民の意見を聞くものとする。

(委員の委嘱)

第4条 協議会の委員は20人以内とする。ただし、地域の状況により、教育委員会が特に必要と認める場合は、この限りでない。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

(1) 保護者

(2) 地域住民

(3) 対象学校の運営に資する活動を行う者

(4) 対象学校の校長、教頭その他教職員

(5) 学識経験者

(6) 関係行政機関の職員

(7) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が適当と認める者

3 教育委員会は、前項の委員の委嘱について対象学校の校長から申出があったときは、当該校長から意見を聴取するものとする。

4 委員の辞職等が生じた場合には、教育委員会は新たな委員を委嘱することができる。

5 委員は地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第2号に規定する非常勤の特別職とする。

(任期)

第5条 委員の任期は2年以内とし、再任を妨げない。

2 前条第4項の規定により新たに委嘱された委員の任期は、前任者の残任期

間とする。

(学校運営に関する基本的な方針の承認)

第6条 対象学校の校長は、次の各号に掲げる事項について、会計年度ごとに基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。

(1) 教育課程の編成に関すること。

(2) 学校経営計画に関すること。

(3) 組織編成に関すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項

2 対象学校の校長は、前項において承認された基本的な方針に従って学校運営を行うこととする。

(学校運営等に関する意見の申し出)

第7条 協議会は、対象学校の運営全般について、教育委員会又は対象学校の校長に対して、意見を述べることができる。

2 協議会は、第2条に規定する役割を踏まえ、対象学校の職員の採用その他の任用に関して、教育委員会を経由し、茨城県教育委員会に対して意見を述べることができる。ただし、学校運営の基本的な方針の実現又は教育上の課題解決に資する意見とし、分限、懲戒及び特定の職員に関する事項は除く。

3 協議会は、前2項の規定により意見を述べるときは、あらかじめ、対象学校の校長の意見を聴取するものとする。

(学校運営等に関する評価)

第8条 協議会は、会計年度につき1回以上、対象学校の運営状況等について評価を行うものとする。

(住民の参画の促進等のための情報提供)

第9条 協議会は、対象学校の運営について、地域住民等の理解、協力、参画等が促進されるよう努めるものとする。

2 協議会は、次に掲げる目的を達成するため、対象学校の運営及び当該運営

への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(1) 対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し、対象学校の所在する地域の住民及び対象学校に在籍する生徒又は児童の保護者等の理解を深めること。

(2) 対象学校と前号に掲げる者との連携及び協力の推進に資すること。

(守秘義務等)

第10条 委員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項のほか、委員は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1) 委員にふさわしくない行為を行うこと。

(2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること。

(3) その他、協議会及び対象学校の運営に著しく支障をきたす言動を行うこと。

(報酬)

第11条 委員の報酬は別に定める。

(会長及び副会長)

第12条 協議会に会長及び副会長をそれぞれ1人置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第13条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。ただし、委員の委嘱後最初に開かれる会議並びに会長及び副会長がともに欠けた

ときの会議は、教育長が招集する。

- 2 前項の規定による招集は、会議開催の日時、場所及び会議に付議すべき事件をあらかじめ通知して行う。
- 3 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(会議の公開)

第14条 会議は、特別の事情がない限り公開とする。

- 2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ会長に申し出なければならない。
- 3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

(会議の招集の特例)

第15条 会長は、緊急の必要があり会議を招集する暇がない場合その他やむを得ない理由のある場合は、委員に議事の概要を記載した書面を送付し、審議することをもって会議に代えることができる。

- 2 第13条の規定は、前項の場合について準用する。

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

第16条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行い、必要に応じて指導及び助言を行うとともに、協議会の運営が適正を欠くことによって対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、協議会の適正な運営を確保するための措置を講ずるものとする。

- 2 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報提供に努めなければならない。

(委員の解任)

第17条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、委員を解職することができる。

- (1) 本人から辞任の申出があった場合

(2) 第10条に反した場合

(3) その他解職に相当する事由が認められる場合

2 対象学校の校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、直ちに教育委員会に報告しなければならない。

(庶務)

第18条 協議会の庶務は、教育委員会において処理する。

(補則)

第19条 この規則に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年10月29日教委規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

守谷市学校運営協議会委員の委嘱について

守谷市学校運営協議会設置運営規則（令和5年守谷市教育委員会規則第6号）第4条に基づき、守谷市学校運営協議会委員を次のとおり委嘱する。

名称 御所ヶ丘中学校区学校運営協議会

No.	氏名	委嘱区分	所属等
1	よしざわ ひろこ 吉澤 寛子	規則第4条第2項 第1号 保護者	大井沢小学校PTA代表
2	あべ ゆういちろう 阿部 裕一郎		御所ヶ丘小学校PTA代表
3	くにぎだ まなぶ 国貞 学		松前台小学校PTA代表
4	まつばら まさたか 松原 匡孝		御所ヶ丘中学校PTA代表
5	すずき さかえ 鈴木 榮	規則第4条第2項 第2号 地域住民	北守谷地区まちづくり協議会代表
6	さとう よしろう 佐藤 芳郎		北守谷地区まちづくり協議会代表
7	もりやま かつひこ 森山 克彦		大井沢地区まちづくり協議会代表
8	やがわ みゆき 谷川 美由紀	規則第4条第2項 第3号 対象学校の 運営に資する活動 を行う者	大井沢小学校学校運営協力員代表
9	おおくぼ もとまさ 大久保 元正		御所ヶ丘小学校運営協力員代表
10	むらた たかし 村田 隆		松前台小学校学校運営協力員代表
11	かわさき かつよし 川崎 勝義		御所ヶ丘中学校運営協力員代表
12	おおば くにひろ 大場 邦宏	規則第4条第2項 第4号 対象学校の 校長、教頭、その他 教職員	大井沢小学校長
13	まつもと くみこ 松本 久美子		大井沢小学校教頭
14	たちばな ひでお 立花 英郎		御所ヶ丘小学校長
15	わたなべ くにひろ 渡辺 邦広		松前台小学校長
16	さわき つとむ 澤木 努		御所ヶ丘中学校長
17	いわき まりこ 井脇 真理子		御所ヶ丘中学校教頭
18	いしかわ たけし 石川 剛	規則第4条第2項 第5号 学識経験者	守谷二三ヶ丘幼稚園長
19	やまもと すみえ 山本 寿恵		もりや幼保園長
20	させ じゅんこ 佐瀬 純子		アネシスナーシング保育園施設長
21	こじま ゆきお 小島 幸夫		茨城県立守谷高等学校長

委嘱期間 令和8年4月1日から令和10年3月31日まで

令和8年4月27日 提出  
守谷市教育委員会  
教育長 奈幡 正  
令和 年 月 日原案 決

提案理由

本案は、御所ヶ丘中学校区学校運営協議会委員の任期満了及び教職員の人事異動、PTA役員の変更、学校運営協力員の変更に伴い、新たに委嘱するものです。

議案	頁数
21号	1

守谷市学校運営協議会委員の委嘱について

守谷市学校運営協議会設置運営規則（令和5年守谷市教育委員会規則第6号）第4条に基づき、守谷市学校運営協議会委員を次のとおり委嘱する。

名称 けやき台中学校区学校運営協議会

No.	氏名	委嘱区分	所属等
1	くにざき なつみ 國崎 奈都美	規則第4条第2項 第1号 保護者	高野小学校PTA代表
2	やまもと ひろゆき 山本 広行		松ヶ丘小学校PTA代表
3	てらだ ゆたか 寺田 雄高		けやき台中学校PTA代表
4	すずき まこと 鈴木 誠		高野小おやじの会代表
5	まつえだ としゆき 松枝 俊之		松ヶ丘小おやじの会代表
6	いしざわ しげひろ 石澤 成浩	規則第4条第2項 第2号 地域住民	高野地区まちづくり協議会代表
7	きむら みつひろ 木村 光宏		高野地区まちづくり協議会代表
8	すずき ゆきあけ 鈴木 幸保		高野地区まちづくり協議会代表
9	まつだ まき 松田 まき		南地区主任児童委員
10	のぐち ひでよ 野口 英世	規則第4条第2項 第3号 対象学校の 運営に資する活動 を行う者	高野小学校学校運営協力員代表
11	おおた さとこ 太田 聡子		松ヶ丘小学校運営協力員代表
12	いのうえ みほ 井上 美穂		けやき台中学校運営協力員代表
13	まなか あゆみ 間中 絢美		けやき台中学校学校薬剤師
14	やまもと たかよ 山本 多加代	規則第4条第2項 第4号 対象学校の 校長、教頭、その他 教職員	高野小学校長
15	なかの いさお 中野 功		高野小学校教頭
16	ふかざわ ようこ 深澤 陽子		松ヶ丘小学校長
17	いわさき やすはる 岩崎 康治		松ヶ丘小学校教頭
18	ながの ひろき 永野 広樹		けやき台中学校長
19	おかみや さとし 岡宮 敏		けやき台中学校教頭
20	やまだ まりこ 山田 真理子	規則第4条第2項 第5号 学識経験者	南守谷児童センター長

委嘱期間 令和8年4月1日から令和10年3月31日まで

令和8年4月27日 提出  
守谷市教育委員会  
教育長 奈幡 正  
令和 年 月 日原案 決

提案理由

本案は、当該校区において、学校と地域住民等が協力して学校運営に取り組むコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の更なる充実を図るため、学校運営協議会委員を委嘱するものです。

議案第23号

守谷市立学校教職員が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業の許可に関する要綱の制定について

守谷市立学校教職員が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業の許可に関する要綱を別紙のとおり制定する。

令和8年4月27日 提出  
守谷市教育委員会  
教育長 奈幡 正  
令和 年 月 日 決

提案理由

本案は、中学校部活動の地域展開を推進するため、守谷市立学校教職員が地域クラブ活動に円滑かつ適正に従事できるよう、兼職兼業の許可に関する必要な事項を定めるため、守谷市立学校教職員が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業の許可に関する要綱を制定するものです。

議案	頁数
23号	1

守谷市立学校教職員が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業の許可に関する要綱を次のように定める。

令和8年 月 日

守谷市教育委員会教育長 奈 幡 正

守谷市立学校教職員が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業の許可に関する要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、部活動の地域展開に伴い、守谷市立学校教職員（以下「教職員」という。）がそれぞれの希望に応じて地域クラブ活動（「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」の策定について（通知）（令和7年12月22日付け7ス庁第1839号スポーツ庁次長、文化庁次長及び文部科学省初等中等教育局長通知）別添2「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」（令和7年12月文部科学省）に基づく地域クラブ活動をいう。以下同じ。）に円滑に従事することができるよう、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第38条若しくは教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第17条又は守谷市立学校職員服務規程（昭和63年守谷町教育委員会規程第3号）第16条の規定により、守谷市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が兼職兼業の許可を行うに当たって必要な事項を定めるものとする。

(兼職兼業の申請)

第2条 兼職兼業により地域クラブ活動における指導等の業務に従事することを希望する教職員（以下「申請者」という。）は、地域クラブ活動に係る兼職兼業許可申請書（様式第1号）（以下「申請書」という。）及び申請書に記載のある添付書類（以下「添付書類」という。）を、勤務する学校の学校長（以下「学校長」という。）を通じて教育委員会に提出しなければならない。

2 学校長は、前項の申請書及び添付書類の提出があったときは、その内容を確認し、次条第1項に規定する兼職兼業の許可の基準に該当すると認めるときは、当該申請書及び添付書類に地域クラブ活動に係る兼職兼業許可副申書（様式第2号）を添付して、教育委員会に提出しなければならない。

(兼職兼業の許可)

第3条 教育委員会は、前条の規定による申請及び副申があったときは、その内容を精査し、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、申請に応じた兼

議案	頁数
23号	2

職兼業の許可を行う。

- (1) 申請が、申請者の意思に反して行われていること。
- (2) 兼職兼業により、申請者が勤務する学校での職務遂行に支障を来すおそれがあること。
- (3) 申請者の時間外労働時間（学校における勤務時間（所定の勤務時間と、時間外勤務命令に基づく時間外勤務の時間の合計）と地域クラブ活動における労働時間を通算した時間から、労働基準法（昭和22年法律第49号）に規定される法定労働時間（原則として1日について8時間、1週について40時間）を差し引いた時間をいう。）が、単月当たり100時間以上となり、又は複数月平均80時間を超えることが見込まれること。
- (4) 兼職兼業により、申請者の心身の健康の確保に支障を来すおそれがあること。
- (5) 申請者が従事しようとする地域クラブ活動における業務内容が、学校又は教職員への信用失墜につながるおそれがあること。
- (6) その他守谷市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が兼職兼業を許可することが適当でないとする事情があること。

2 教育委員会は、前項の規定により許可を行ったときは、地域クラブ活動に係る兼職兼業許可通知書（様式第3号）により学校長を通じて申請者に許可の通知を行う。

（申請内容の変更等）

第4条 申請者は、兼職兼業の許可を受けた後、申請内容に変更が生じた場合には、速やかに学校長を通じて教育委員会に届け出なければならない。

2 申請者は、兼職兼業の許可を受けた後、異動により勤務校が変更された場合には、改めて第2条第1項に基づく申請を行わなければならない。

（許可の取消し）

第5条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合には、兼職兼業の許可を取り消すことができる。

- (1) 申請に虚偽の内容が含まれていた場合
- (2) 第3条第1項に規定する兼職兼業の許可の基準に該当しないことが明らかとなった場合
- (3) 許可を受けた教職員から兼職兼業の許可の取消しの申出があった場合
- (4) その他教育長が特に必要と認める場合

（服務）

第6条 兼職兼業の許可を受け、地域クラブ活動における業務に従事する教職員（以下「兼職兼業教職員」という。）は、次の各号に掲げる規定を遵守しなければならない。

- (1) 教職員としての勤務時間中に地域クラブ活動における業務に従事しないこと（教育公務員特例法第17条の規定による許可を受けた場合又は地方

公務員法第35条に基づく職務専念義務の免除の承認を受けた場合を除く。  
。)

- (2) 教職員としての業務と地域クラブ活動における業務が重なった場合には、教職員としての業務を優先すること。
- (3) 学校又は教職員への信用失墜につながるおそれのある行為を行わないこと。

(勤務時間の報告)

第7条 兼職兼業教職員は、地域クラブ活動における業務に従事した日の属する月の翌月5日までに、地域クラブ活動従事時間報告書(様式第4号)を学校長に提出しなければならない。

- 2 学校長は、前項の報告書の提出があったときは、当該報告書の写しを、提出された月の10日までに教育委員会に提出しなければならない。
- 3 教育委員会は、兼職兼業教職員が心身の健康の確保に支障を来すことがないように、兼職兼業教職員の学校における勤務時間(教師の場合は在校等時間)と地域クラブ活動における労働時間の合計を把握し、適切に当該兼職兼業教職員の健康管理を図らなければならない。

(兼職兼業教職員と地域クラブ活動の運営団体・実施主体との契約)

第8条 兼職兼業教職員と地域クラブの運営団体・実施主体との間における雇用、委任等に関する契約は、当事者の責任において、直接行うものとする。

(報酬等)

第9条 兼職兼業教職員は、地域クラブ活動における業務に従事した際の報酬等を、当該地域クラブ活動の運営団体・実施主体から受け取ることができる。ただし、社会通念上適当とはいえない高額な報酬等を受け取ることはいない。

- 2 兼職兼業教職員は、地域クラブ活動における業務への従事により得た報酬等に関し、確定申告等を含め、その管理を適切に行わなければならない。

(兼職兼業の申請が不要な場合)

第10条 教職員が、休日等の勤務時間外において、無償又は交通費等の実費弁償の範囲内のみの支給で地域クラブ活動の業務に従事する場合は、第2条第1項の規定に基づく兼職兼業の申請は要しない。

(実態調査)

第11条 教育委員会は、必要に応じ、兼職兼業教職員の地域クラブ活動における業務の状況等について調査を行うことができる。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

議案	頁数
23号	4

様式第1号（第2条関係）

年 月 日

守谷市教育委員会 宛て  
（学校長経由）

学校名  
職・氏名

地域クラブ活動に係る兼職兼業許可申請書

私は、下記のとおり兼職兼業したいので、守谷市立学校教職員が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業の許可に関する要綱の規定により申請します。

記

- 1 兼職兼業しようとする地域クラブ活動の運営団体・実施主体及び地域クラブ活動の名称  
運営団体・実施主体：  
地域クラブ活動：
- 2 兼職兼業しようとする地域クラブ活動の内容
- 3 兼職兼業しようとする地域クラブ活動の従事時間・従事内容  
従事時間 時間／月当たり  
従事期間 年 月 日～ 年 月 日  
従事内容
- 4 報酬の見込み額  
1 時間・月・年 当たり 円
- 5 添付書類  
 地域クラブ活動の運営団体・実施主体からの依頼状や雇用契約書（案）の写し  
 地域クラブ活動の運営団体・実施主体の規約など組織運営に関する書類  
 地域クラブ活動の活動内容等が分かる書類  
 その他（ ）

以上

議案	頁数
23号	5

様式第2号（第2条関係）

年 月 日

守谷市教育委員会 宛て

学校名  
学校長名

地域クラブ活動に係る兼職兼業許可副申書

別紙のとおり、下記の者から地域クラブ活動に係る兼職兼業許可申請書及び添付書類の提出があり、守谷市立学校教職員が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業の許可に関する要綱に規定する兼職兼業の許可の基準に該当すると考えますので、同要綱の規定により副申します。

記

兼職兼業を希望する教職員の氏名

<備考>（※必要に応じて記載）

以上

議案	頁数
23号	6

様式第3号（第3条関係）

年 月 日

学校名

学校長

様

申請者

様

守谷市教育委員会

地域クラブ活動に係る兼職兼業許可通知書

年 月 日付けで申請のあった地域クラブ活動に係る兼職兼業については、申請のとおり許可することとしましたので、守谷市立学校教職員が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業の許可に関する要綱の規定により通知します。

<備考>（※必要に応じて記載）

以上

議案	頁数
23号	7

年 月 日

学校長 宛て

学校名  
職・氏名

地域クラブ活動従事時間報告書（年 月分）

年 月 日付けで許可のあった兼職兼業については、年 月に下記のとおり活動しましたので、守谷市立学校教職員が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業の許可に関する要綱の規定により報告します。

記

- ① 地域クラブ活動における労働時間
- ② ①と、学校における勤務時間（所定の勤務時間と、時間外勤務命令に基づく時間外勤務の時間の合計）の合計時間
- ③ ②から、労働基準法に規定される法定労働時間（原則として1日8時間、1週40時間）を差し引いた時間

活動月	①	②	③（活動月のみ）	③（複数月平均）
年 月	時間	時間 （※1）	時間	80時間以内であればチェック。→ <input type="checkbox"/> （※2）

（※1）②のうち、「学校における勤務時間（所定の勤務時間と、時間外勤務命令に基づく時間外勤務の時間の合計）」について、個々の教職員において記載できない場合は、学校の管理職から当該教職員に対して情報提供を行い、それに基づき記載すること。

（※2）活動月を含めた直近の2か月、3か月、4か月、5か月、6か月の③の平均時間が、いずれにおいても80時間以内である必要がある。

以上

議案第24号

守谷市地域学校協働活動推進員の委嘱について

守谷市地域学校協働活動推進員設置要綱（令和5年教育委員会告示第1号）第4条に基づき、守谷市地域学校協働活動推進員を次のとおり委嘱する。

No.	氏名	学校区	所属等
1	むらた しょう 村田 昌	けやき台中学校区	高野小学校学校運営協力員
2	たちばな まゆみ 立花 真由美	けやき台中学校区	松ヶ丘小学校学校運営協力員
3	わかすぎ いさむ 若杉 勇	けやき台中学校区	けやき台中学校学校運営協力員

委嘱期間 令和8年4月1日から令和11年3月31日

令和8年4月27日 提出  
守谷市教育委員会  
教育長 奈幡 正  
令和 年 月 日原案 決

提案理由

本案は、けやき台中学校区において、地域学校協働活動の更なる推進を図るため、地域と学校との連絡調整、情報共有や協働活動の企画、調整、運営等を行う地域学校協働活動推進員を委嘱するものです。

○守谷市地域学校協働活動推進員設置要綱

令和5年2月14日  
教育委員会告示第1号

(趣旨)

第1条 この告示は、社会教育法（昭和24年法律第207号）第9条の7第1項の規定に基づき、守谷市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する地域学校協働活動推進員（以下「推進員」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 教育委員会は、守谷市立の中学校区（以下「学校区」という。）ごとに推進員を置くものとする。

(定数)

第3条 推進員の定数は、学校区ごとに4人以内とする。ただし、地域の状況により、教育委員会が特に必要と認める場合はこの限りでない。

2 一人の推進員が複数の学校区を担当することは妨げない。

(資格及び委嘱)

第4条 推進員は、次の各号に掲げる全ての資格要件に該当する者のうちから、当該学校区の学校長又はまちづくり協議会長等の推薦により、教育委員会が委嘱する。

(1) 地域において社会的信望がある者

(2) 社会教育法第5条第2項に規定する地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する者

(任期及び解職)

第5条 推進員の任期は、委嘱された日から当該日が属する年度の翌々年度末までとする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、現に委嘱されている推進員がいる期間中に新た

に委嘱された者の任期は、現に委嘱されている者と同任期とする。

3 教育委員会は、推進員が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、これを解職することができる。

(1) 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えられない場合

(2) 推進員としてふさわしくない行為を行った場合

(3) 本人から辞退の申出があった場合

(4) その他特別な事由がある場合

(活動内容)

第6条 推進員の活動内容は、次のとおりとする。

(1) 地域、学校、企業、団体その他機関等の関係者との連絡・調整

(2) 学校と地域の交流を深めるイベント等の企画及び運営に関する活動

(3) 学校支援ボランティアの依頼及び学校支援ボランティアと学校との連絡調整に関する活動

(4) 地域活動及び家庭教育活動への協力及び支援に関する活動

(5) その他推進員の設置の目的を達成するために必要な活動

2 推進員は、前項各号に掲げる職務を行うにあたっては、他の推進員と連携協力するものとする。

3 推進員は、教育委員会から要請があった場合は、自らが担当する学校区以外の学校区の推進員の活動に協力することができる。

(身分証)

第7条 教育委員会は、委嘱した推進員に対し、守谷市地域学校協働活動推進員証（別記様式）を交付する。

2 推進員は、活動に従事するときは、常に守谷市地域学校協働活動推進員証を所持しなければならない。

(秘密の保持等)

第8条 推進員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 推進員は、その職務上の地位を特定の目的のために利用してはならない。

(謝礼)

第9条 推進員の謝礼は、年額2万4,000円とする。ただし、委嘱期間が1年に満たない者については、月割により支払うものとする。この場合において、委嘱期間に1月に満たない期間があるときは1月とする。

(庶務)

第10条 推進員の庶務は、教育委員会生涯学習課において処理する。

(委任)

第11条 この告示に定めるもののほか、推進員に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

別記様式(第7条関係)

(表)

守谷市地域学校協働活動推進員証				
			第	号
担当中学校区：				
氏 名：				
生年月日：				
上記の者は、本市の地域学校協働活動推進員であることを証明する。				
			任期	年 月 日
年	月	日	年	月 日
守谷市教育委員会				印

(裏)

守谷市地域学校協働活動推進員設置要綱(抜粋)	
(身分証)	
第7条 教育委員会は、委嘱した推進員に対し、守谷市地域学校協働活動推進員証(様式第1号)を交付する。	
2 推進員は、活動に従事するときは、常に守谷市地域学校協働活動推進員証を所持しなければならない。	

別記様式 (第 7 条関係)

議案	頁数
24号	6

## 【守谷市立松前台小学校校舎改修工事 計画の見直しについて】

松前台小学校校舎は、平成元年の竣工後36年が経過していることから、守谷市学校施設長寿命化計画に基づき、令和8年度から2か年で校舎全体の大規模改修工事を行う予定でした。工事の着手には、児童の一部が使用する仮設校舎が必要になるため、令和8年4月から仮設校舎の設置を進める予定でしたが、リース会社の技術者不足や物価高騰により賃貸借契約が困難となりました。そのため、計画を見直し、空き教室が増えることにより仮設校舎の必要がなくなる5年後をめどに、大規模改修工事を行うことといたしました。

### 1 学校概要

建設年度	平成元年度（築年数36年）
住所	守谷市松前台2丁目16番地
建物概要	（校舎棟） 鉄筋コンクリート造 3階建て 延床面積：4,769.89㎡ （仮設校舎棟） 軽量鉄骨造 2階建て（当初予定） ※予定 延床面積：800㎡程度
生徒数	259人（令和8年4月1日現在）
クラス数	普通学級11クラス、特別支援学級3クラス

### 2 工期(当初予定)

仮設校舎設置・撤去	令和8年4月～9月・令和10年4月～6月
校舎改修	令和8年10月～令和10年3月

年	R8				R9				R10		
	3か月単位	1～3	4～6	7～9	10～12	1～3	4～6	7～9	10～12	1～3	4～6
仮設校舎		設置			使用（リース）					撤去	
校舎改修			入札	工事							

### 3 予算額

合計額	1,443,123,000 円
・仮設校舎（設置・賃貸借）	175,824,000 円
・校舎改修工事（建築・電気・機械）	1,234,849,000 円
・設計・監理	32,450,000 円



